



平健保運収第5号

令和元年10月31日

小平市長 小林 正 則 殿

小平市国民健康保険運営協議会

会長 永田 政



答 申 書

令和元年9月19日付け平健保発第247号により本協議会に諮問されたことについて、慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

1 答申事項

小平市国民健康保険条例の一部改正について、原案を適当と認める。

2 答申内容

小平市国民健康保険条例の一部改正について

小平市の国民健康保険は、雇用状況の改善による被用者保険への加入や後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者数が減となる一方で、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人当たりの医療費は年々増加している。また、被保険者に占める低所得者や高齢者の割合が高いといった構造的な課題に加え、歳入の根幹をなす国民健康保険税は、被保険者数の減少の影響を受けて、一般会計からの多額の繰入れ（法定外繰入）によって財政運営を維持しているのが現状である。

平成30年度からは、都道府県が国民健康保険の保険者に加わり、財政運営の責任主体が都道府県に移行したが、都道府県に納付金を支払うために国民健康保険税を賦課し、財源を確保することが求められ、それでもなお不足額が生じる場合は一般会計からの繰入金で補填することになる。

国においては、この法定外繰入を削減・解消するために、全国の法定外繰入の総額に相当する額である約3,400億円を毎年、全国に対して支援することとしている。この額を全国に振り分けることになるため、小平市の法定外繰入が解消されるものではなく、公費を充ててもなお財源不足が生じた場合は、原則として被保険者に負担を求めることになる。

他方、被用者保険においては、多額の前期高齢者納付金を社会保険診療報酬支払基金に納め、支払基金を通じて、前期高齢者の被保険者の多い国民健康保険に対し財政支援を行っており、保険料の二重負担にほかならないと考える。

また、国から求められている国保財政健全化計画では、原則6年で法定外繰入の赤字を解消する計画とされているが、税率改定に当たっては、平成30年度決算で小平市の国民健康保険財政における法定外の繰入額は、保健事業費等に充てるための金額を控除すると約11億4,700万円に上る。被保険者に対する急激な負担増を回避し、当該年度の税率を設定する必要があることから、国民健康保険事業運営基金の取り崩しと併せ、令和2年度国民健康保険税の改定率について、3.27%、課税限度額の改定率と併せて、3.6%とすることが妥当であるとの結論に至った。

以上、慎重に協議を行った結果、小平市国民健康保険条例の一部改正について、原案を適当と認める。

なお、少子高齢化による医療費の拡大や新たな高度医療の保険適用といった、国民健康保険税がどのように使用されているかということについて、市民に分かりやすく丁寧な説明を行い、安定した財政運営が行われるよう強く望む。

3 附帯意見

- (1) 法定外繰入の赤字を解消するにあたっては、安定した国民健康保険事業を運営するため、国民健康保険税の見直しと併せてデータヘルス計画を着実に推進すること。
- (2) 被保険者数や医療費の動向を長期に渡り予測することは困難であることから、国の動向を踏まえ、国保財政健全化計画は、概ね2年に1度のペースで必要に応じて見直すこと。